

JA東京グループ

平成29年度農業政策・税制改正要望

東京都農業協同組合中央会

「都市農業振興基本法」の目的及び理念の実現に向けて

都市農業は、農業政策と都市政策の狭間で大きく揺れ動き、農家にとって半世紀以上厳しい状況に置かれていた。その間、都市農家とJAはそれぞれが知恵と工夫により、営農活動や地域貢献活動を行ってきた。

そして今、都市農業の存在意義は変わった。都市農業という形態が認められ、必要とされる時代へ扉が開かれたのである。その様な中、農家とJAは日本農業の成長を押し上げるため、責任を持って都市農地から“農業の可能性”を発信し、明日の日本の農業を盛り上げていく。

都市農業振興基本法の成立は、都市農業に大転換期をもたらし、農家とJAの誇りとなり、力強い役割を持った都市農業を実現するものである。

こうした新たな時代の幕開けの中、都市農業がこれからも地域において、継続発展していくためには、農業政策の支援や税制面の措置が必要である。つまり営農活動だけでなく、制度面の環境が整わないと、刻々と農地が減少するスピードを食い止められず、そもそもの目的を達成できない。

よって、政府、国が今後新たな振興制度の検討を進めるにあたり、都市農業振興基本法や都市農業振興基本計画の実現のため、相続税納税猶予制度等既存の制度を踏まえ、農家が希望を持ち、安心して農業経営に取り組み、活躍できる社会を築けるよう、是非とも農業者の声を聞き、実効性ある制度の確立をここに要望する。

1. 都市農業の力を発揮するために

都市農業の可能性は、農業後継者の営農活動を中心とした地域住民への貢献活動にはじまり、市民農園や福祉農園等の普及により、農の新たな価値が創造されていく。人口の7割が集中する都市部においてこうした取り組みを推進することで、国産農畜産物の消費拡大や持続可能な農業への理解が国民全体に浸透することが期待される。そのために、次代を担う農業後継者が安心して、都市において農業を継続し、振興していくための施策実現の声が高まっている。

また、市街化区域における生産緑地制度は、現行法制下の中で、農地保全における重要な役割をこれまで果たしてきた。今後都市農業の多面的機能をより発揮するためには、さまざまな環境下にある農地が保全されるよう要望する。

① 相続税納税猶予制度適用生産緑地での貸借

都市農業は、多品目の農産物の生産のみならず、地域住民が「農」に触れる体験農園や市民農園、食農教育の一環である学童農園、福祉施設等による「農」の取り組みや、災害時の避難場所や仮設住宅等のスペース確保、また、企業的農業を目指す農業法人化の希望、今後就農を希望する人の新たな就農機会の確保等多様な機能の発揮が期待されている。この様な機能発揮の前提として、都市農地の確保は重要であり、相続等の要因による農地減少を食い止める必要がある。しかしながら東京では平均で年間100ha（全国では約3,000ha）にもおよぶ市街化区域内農地が相続等により失われ、減少に歯止めがかからない状況となっている。

この様な状況において、個々の農業者の努力だけでは都市農地を保全していくことは困難であることから、都市農業振興基本計画の「都市農業の振興及び土地利用計画に関する制度」にもあるように、さまざまな側面から都市農業をサポートすることも必要であり、そのひとつとして都市農地の貸借の活性化を図ることを検討していくことが必要である。

現在、東京の生産緑地は市街化区域内農地の約8割をしめているが、その農地で貸し付ける場合は、農地法3条に基づく貸付となるが、農地法で

は借り受けた側の権利が優先され、耕作権が発生し、容易に返還されない等懸念がある。また、相続税納税猶予の適用を受けている場合は、猶予の確定事由（猶予税額の支払い）となることから、例えば市民農園等を通じて農地を借りて農業を体験したい地域住民がいたとしても、市民農園として農地が貸しやすい状況とはいえず、実質貸借が行われていない。

こうしたことから、基本計画にある貸借の活性化を図るには、農業経営基盤強化促進法による市街化区域以外の農地で貸借が認められたように、貸借を相続税納税猶予適用生産緑地についても認め、都市農地を保全したうえで、時代に即した制度を構築することが必要である。そして農家が営農継続を諦めてしまうことなく、安心して農地を守り続けられるよう、貸借を認めた場合には、生産緑地を貸し出したまま死亡しても「主たる従事者の証明書」が発行されるよう生産緑地法の改正を行うことを要望する。

また、貸借の実施に当たっては、農地所有者である農家の実情を熟知したJAがその責任を果たし、貸借が円滑に進むような制度の構築が必要と考える。

② 農地とともに活用する施設等の用地について

農機具倉庫等の農業用施設用地や屋敷林については、制度の適用対象となる農地等に含まれていないため、高額の相続税負担が経営継承の障害となり、農地の減少を加速させる要因となっている。このため、相続税納税猶予制度の対象に、農業生産・経営と一体となる土地についても含めるよう要望する。

③ 営農困難時貸付制度の円滑な利用への関係諸制度の改善

相続税納税猶予制度の改正で営農困難時貸付制度が創設・改正されたが、相続の際、相続人が納税猶予の適用を受けるためには相続税の申告期限までに当該農地の返還を受けなければならないことや、借り受けた者が「主たる従事者」となり、所有者が生産緑地として生産緑地法に基づく買取申請が困難となるために事実上利用できない状況である。

人道的見地からの相続税納税猶予制度の改正でありながら、農地法の運

用及び生産緑地法の規定により、営農困難時貸付ができない状態であることから改善することを要望する。

④ 農地の収用に対する要望

・相続税納税猶予制度適用農地を公共用地等へ寄附した場合の相続税納税猶予額と利子税を全額免除することを要望する。

・公共事業の収用等において、土地を売った対価補償金等で、買い換えた場合に、譲渡所得税の特例を受けることができる。この特例は、代替資産の取得までの期間（原則2年）が定められており、短期間の中で希望する農地が見つかるとは限らず、代替農地取得を諦めることになり、延長等の柔軟な対応を要望する。

⑤ 生産緑地指定下限面積の改正

生産緑地は地域に根づいた身近な都市農地・緑地として独自の機能を有することから、現行500㎡から指定下限面積を引き下げることがを要望する。

⑥ 道づれ解除の防止

第三者の隣接地と併せて生産緑地の指定を受けている時、相続等により第三者の隣接地が解除され面積要件を下回った場合に、一緒に解除されてしまう。この現状は、都市農地の減少に拍車をかけていることから、第三者の解除に起因する面積縮小は、生産緑地の面積要件に関わらず、生産緑地の指定が継続されるよう要望する。

⑦ 再認定および追加指定の実施等

自治体によっては生産緑地の再認定、追加指定が認められていない現状があることや、買取申し出については、市区町村で取扱要領を定める等、必要以上の規制が行われている場合もあり、国としては制度の運用を促すよう働きかけを行うことを要望する。

2. TPPの国会審議について

TPPの合意内容については、国会での十分な審議と丁寧な説明が必要である。そのうえで、万全な対策により農業者の所得増大と自給率向上の実現にむけた施策が構築されることを要望する。

3. 防疫体制の強化

我が国で発生報告のなかったウメ輪紋ウイルスの発生や、キウイフルーツかいよう病等、近年動植物における病気の対策は必要不可欠となっている。こうした動植物におけるウイルス感染等は、急速に広がることもあり、発生が確認された場合には、徹底した調査を早急に行い、感染防止や根絶を行うよう要望する。また、感染した場合の伐採処分等が行われた後の農業生産再開に対する十分な措置が迅速に行われるよう要望する。

以上